

フレイル予防事業キャラクター及びロゴデザイン制作委託業務 提案(プロポーザル)実施要領

1. 趣旨

フレイル予防事業において、多くの人の興味を引き付け、広く認識してもらえるよう、情報の発信・周知啓発活動のランドマークとして使用できるキャラクター及びロゴデザインを制作する事業において、提案(プロポーザル)方式により事業者を選定するものである。

2. 委託業務

(1)業務名

フレイル予防事業キャラクター及びロゴデザインの制作委託業務

(2)業務内容

(※今回の提案では、キャラクターデザインのみ)

- ・キャラクターデザインの制作
- ・キャラクターの名称(ネーミング・キャラクターのコンセプトや設定を含む)
- ・ロゴデザインの制作
- ・キャラクター及びロゴデザインのマニュアル等の作成の業務。

(3)委託料

300,000円(税込)以内

(4)支払い方法

業務完了後の一括払い

3. 参加条件

本プロポーザルに参加するには、次の要件を全て満たすこと。

(1)本プロポーザルに参加するものは、下記①～③を下記の提出先へ提出すること。

① プロポーザル参加申込書【様式第1号】

② 会社概要の書類【任意様式】

(3) 過去に制作したキャラクター又は、ロゴデザインの資料) ※任意提出【任意様式】

上記①～③の提出は、令和7年8月8日(金) 17時00分まで(必着)

提出先:東員町役場 健康長寿課に持参又は郵送、電子メールにて提出すること。

(2)三重県内に本店又は営業所等を有する者で、本業務の実施について、町の要求に応じて来庁し、対応できる体制を整えていること。

(3)東員町物品購入等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を、公告日現在から受託候補者特定の日まで受けていないこと。

(4)地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5)破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更

生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7)次の①から⑤までのいずれの場合にも該当しないこと。

- ① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 提案書等の提出

(1)提出期限

令和 7 年8月13日(水)から令和 7 年9月5日(金)まで
(平日の午前 8 時15分から午後5時まで)

(2)提出書類

- ① デザインのラフ画(2 つ程度)【任意様式】
- ② 見積書【任意様式】

(3)提出場所

東員町役場 健康長寿課

(4)提出方法

書類①・②を令和 7 年9月5日(金)までに書類等提出先に持参又は郵送(必着)、電子メールでの送付にて提出。

(5)要領及び仕様書の配布場所

東員町ホームページからのダウンロードによる。

5. 審査方法

課内での協議において、提案内容を総合的に審査し、1者を受託候補者として選定する。

(1)書類選考

提出されたデザイン画(ラフ画)及び見積書に基づき、書類選考を行う。

(2)審査結果の通知

審査結果を電話又はメールにて、令和 7 年9月12日(金)頃に連絡予定。

6. 契約

- (1)最終結果の連絡後、採用者と契約交渉を行う。
- (2)採用者との交渉が不調に終わるなどした場合は、次点とされたものと契約交渉を行う。

7. 注意事項

- (1)提出書類に不備がある場合又は虚偽の記載がある場合は失格となる。
- (2)提出書類作成にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (3)提出があったデザイン画(ラフ画)は返却しない。
- (4)質問等については随時受付を行う。

8. 問い合わせ・書類等提出先

担当者:東員町役場 健康長寿課 諸岡

住所:〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田 1600

電話番号:0594-86-2823

メールアドレス:kenkou@town.toin.lg.jp